

昭和天皇の象徴天皇制認識

後藤 致人

はじめに

一九八〇年代半ば以降、宮中側近や首相・閣僚の日記が公開され、昭和天皇は、日本国憲法下においてもなお、首相・閣僚らの内奏に対して国政に関する発言をしていたことがわかった。⁽¹⁾それは、国政不関与を規定している象徴天皇制からみて、逸脱している行為である。戦前から在位し続けている昭和天皇の発言は、内閣に重く受け止められており、宮内庁も、天皇発言が政治問題化する危険性を認識していた。そして、実際に田中角栄内閣における増原恵吉防衛庁長官問題など、天皇発言を契機とした事件が起こっている。

一方戦前の昭和天皇は、天皇機関説を支持し、立憲君主としての限界を認識して行動しようとしており、外国との条約やさまざまな約束事、組織として機能することを重視していた。そこからは、大日本帝国憲法の規定を逸脱して、天皇は行動してはいけないという意識がうかがえる。それならば、日本国憲法の国事行為規定を逸脱して、天皇は行動してはいけないという意識はなかったのだろうか。

近年、戦前・戦後の昭和天皇を総体として描こうとする研究書が公刊されている。⁽²⁾しかしそこでは、戦前法や約

東事を遵守しようとする昭和天皇と、戦後になり象徴天皇制の規定を逸脱して発言する昭和天皇という、矛盾した昭和天皇イメージが整合性をもたないまま併記されているように思われる。本章では、昭和天皇の戦前立憲君主認識と戦後象徴天皇制認識がどのようにつながっているのかを検証していきたい。

一 戦前における昭和天皇の立憲君主認識

(1) 昭和天皇の三つの政治決断認識

昭和天皇の立憲君主認識はどのように形成されたのだろうか。①成人までの教育課程、②ヨーロッパ外遊とイギリス王室の影響、③摂政時代の宮中側近の教育など、天皇の位につくまでの成長過程は重要であると考えられてきた。摂政になる直前のヨーロッパ外遊では、第一次世界大戦直後の革新的な雰囲気を実感する一方、イギリス王室で立憲君主としての心構えを学んでいる。また帰国して体調の思わしくない大正天皇を補佐するため摂政になると、元老西園寺公望や、宮内大臣として宮中某重大事件の收拾に尽力し、後に内大臣となった牧野伸顕ら宮中側近が、大正デモクラシー状況にふさわしい立憲君主になるよう教育している^③。このように、第一次世界大戦後の大正デモクラシー状況の中で、宮中側近とともに、その時代にあった立憲君主像を模索していることがわかる。

ただ、太平洋戦争敗戦の約半年後の天皇の回想である『昭和天皇独白録』^④では、立憲君主としての振る舞いの原点として、即位後の田中義一首相更迭問題を繰り返し強調している。このことは、天皇として現実の政治的場面でさまざまな困難に遭遇する中で、目標とする立憲君主像を作り上げていったことを意味するのではないか。

昭和天皇の政治決断として広く流布されているものに、①田中義一首相の更迭、②二・二六事件の厳命、そして③終戦の聖断がある。『昭和天皇独白録』においても、この三点が重大な決断であったという認識である。関係する部分を引用しておきたい。